

2017年3月

事業再生案件における多重リースの処理

弁護士 関端 広輝 / 栗田口 太郎 / 荻野 聡之

事業再生の局面では、資金繰りに困窮した債務者が行った多重リースによる資金調達が問題となることがあります。多重リースは詐欺罪にも該当する違法行為であり、ファイナンス・リース取引における病理現象です。動産を用いたファイナンス・リース等の資金調達においては、公示が万全とはいえないこともあり、多重リース類似の多重担保の事例はしばしば見受けられます。今回は、多重リースを例にとつて、実際の事案をご紹介したうえで、多重リースにおける実際上の問題点や法的な処理方法をご紹介します。

1. 多重リースとは

同一のユーザーがひとつのリース物件につき、複数のリース会社との間でリース契約を締結しているリースのことを「多重リース」といいます。本来、ひとつのリース物件については、ひとつのリース契約しか締結できません。しかしながら、リース契約は、ユーザーとサプライヤーがリース物件の選定、物件の納品等を実質的に主導する結果、仕組み上、与信者であるリース会社の関与が比較的小さい場合があります。サプライヤーとユーザーがかかる仕組みを悪用して通謀すれば、同一物件に複数のリース契約を締結することが可能となります。

多重リースを利用すれば、ユーザーは、同一物件について何回もリース契約を締結することで容易に多額の資金を調達することができます。他方で、ユーザーがリース会社に対してリース料を支払っている限り、多重リースが発覚する可能性は高くありません。そこで、資金繰りに困窮したユーザーが、多重リースによる資金調達を行うことがしばしばあります。筆者の経験では、一億円を超える複数の物件に何重ものリースを設定し、あたかも錬金術のように数十億円もの資金調達をしていたケースもあります。

もっとも、途中でユーザーがリース会社に対する支払ができなくなったり、法的倒産手続の申立を行うと、各リース会社がリース物件を引き揚げる準備を開始し、一挙に多重リースの問題が表面化することになります。

2. 具体的な事例

(1) 典型例

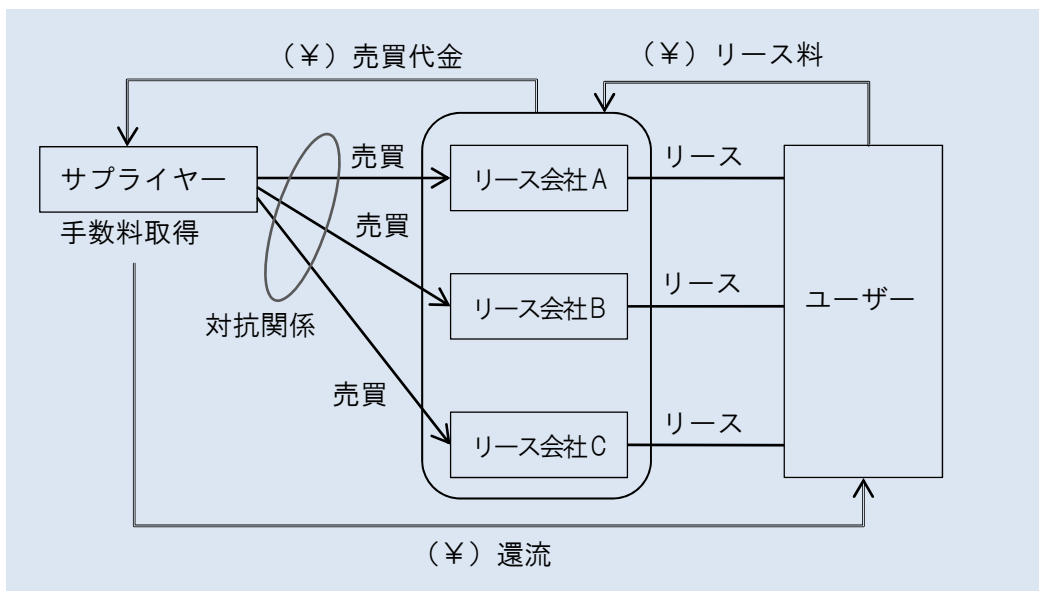
以下では、典型的な多重リースの手法を紹介します。実際の事案は、以下の①、②が組み合わされたり、形式的な当事者が中間に介在する等、より複雑な形態を取ります。

① サプライヤーとユーザーが共謀する場合

最も典型的な多重リースは、サプライヤーとユーザーが共謀し、ユーザーがリース会社 A とのリース契約を締結した後、同一のリース物件につき、別のリース会社 B、リース会社 C との間でもリース契約を締結するケースです(図1 参照)。

図1のケースでは、サプライヤーは、リース物件1台を、リース会社 A～C に対して売却することで3台分の売却代金を受領します。次に、サプライヤーは、かかる売却代金から1台分の仕入代金、手数料(高額な場合が多い。)等を差し引いた金額をユーザーに対して、還流します(金銭を還流させる形式としては、サプライヤーからユーザーに対する貸付等の形態が取られることもあります。)。このようにしてユーザーは、一時的に多額の資金を得ることができます。

もちろん、ユーザーは、リース会社 A～C に対し、約定のリース料を月々支払う必要があります。経済的に考えると、ユーザーは、リース料の支払に加え、サプライヤーに対する手数料等も支払っているため、結果として、ユーザーは極めて高い金利で一時的な資金を得ているにすぎません(筆者の経験では、ユーザーが、一時的に還流を受けることができた資金は、支払リース料の総額の半額程度にすぎないケースもありました。)

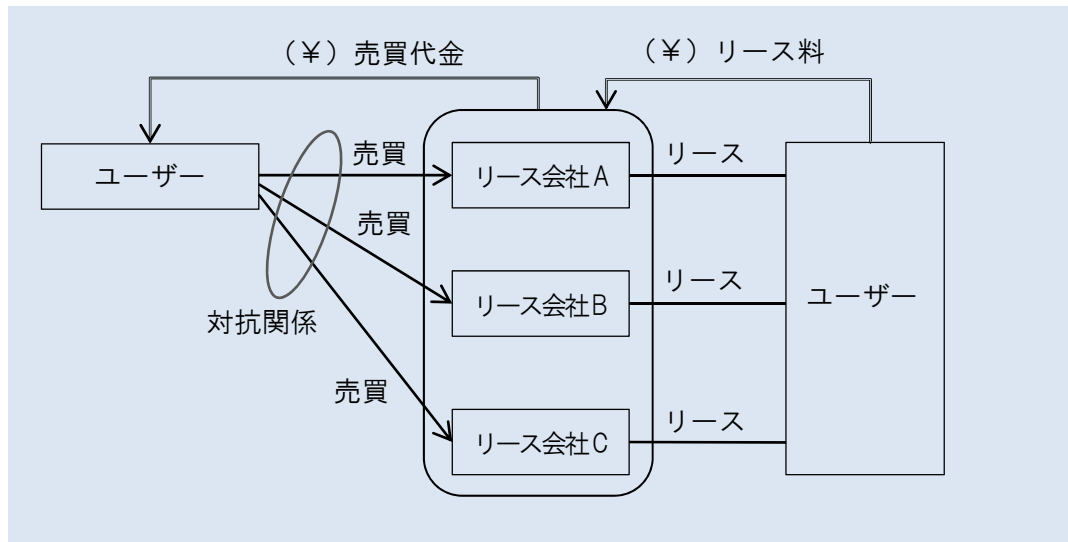


② セール・アンド・リースバックを利用する場合

もう一つの典型例は、いわゆるセール・アンド・リースバックを利用する方法です。

ユーザーが、自己所有物件をリース会社 A に売却して、リースバックを受けた後、更に同一物件を別のリース会社 B、リース会社 C に売却して、これらの会社からもリースバックを受けます(図2参照。上記①のサプライ

ヤーの役割をユーザー自身が果たしています。)。ユーザーは、自己所有物件1台を、リース会社 A～C に対して、売却することで3台分の売却代金を受領します。セール・アンド・リースバックを利用する方法は、上記①と異なって、サプライヤーとの共謀が不要であること、ユーザー自身に売却代金が入金され手数料等の支払も不要となること等から、経済的にユーザーにより有利な手法といえます。もちろん、①と同様、ユーザーは、リース会社 A～C に対し、約定のリース料を月々支払う必要があります。



(2) 隠蔽工作

リース会社は、一般的にリース物件に対し、シール等を貼付して明認方法を施しています。したがって、かかる明認方法が行われていれば、多重リースの設定は困難であるようにも思われます。しかしながら、多くの多重リースの事案では、シールを剥がす、銀紙やテープを貼ってシールを隠す等、極めて単純な手法で、隠蔽工作が行われています。このような単純な手法であっても、ユーザーがリース物件を保管していることから、リース会社が隠蔽工作を見抜くのは困難です。筆者の経験では、リース物件である機械にガムテープが複数貼付され、機械を長年使用していたユーザーの従業員すら疑いなく自社所有物件であると考えていたケースにおいて、調査の過程でこれらのテープを剥がしてみると、テープの下から多数のリース会社のシールが発見され、複数のリース会社にセール・アンド・リースバックしていたことが発覚したケースもあります。

3. 権利関係の判断方法

(1) 権利関係の判断方法

では、多重リースの場合、いずれのリース会社が所有権を取得することになるのでしょうか。

例えば、図1の事例のように、動産が、サプライヤーを起点として複数のリース会社に対して譲渡される場合、法的には、動産譲渡の対抗関係を定めた民法178条の問題になります。具体的には、先に「引渡し」を受けたリース会社が優先して所有権を取得します。

図1の事例では、サプライヤーは、リース会社 A に対して、リース物件を販売していますが、実務上、サプライヤーは、リース会社 A に対して納品せず、直接ユーザーに納品します。このような場合であっても、かかる納品は、サプライヤーからリース会社 A に対する「現実の引渡し」(民法182条1項)に該当すると考えられています。その結果、

リース会社 A は、サプライヤーから「現実の引渡し」を受けたことになり、最初に対抗要件を具備します。したがって、リース会社 A は、リース会社 B、リース会社 C に対し、所有権の取得を対抗できることとなります。

これに対し、対抗要件で劣後する、リース会社 B、リース会社 C は、即時取得制度(民法192条1項)により保護されるかが問題となります。しかしながら、リース会社 A は、既に物件の引渡しを受け、サプライヤーには何らの占有が残っていないため(ユーザーが直接占有者、リース会社 A は間接占有者)、即時取得の余地はないと考えられています。

他方、図2のセール・アンド・リースバックの場合は、図1の場合と異なり、売主であるユーザーに直接占有が認められることから、かかる占有を信じたリース会社 B、リース会社 C の信頼を即時取得制度によって保護すべきかが問題となります。しかしながら、リース会社 B、リース会社 C は、ユーザーから観念的な占有の移転を受けるにすぎず、占有改定により引渡しを受けるに過ぎません(民法183条)。判例¹は、占有改定による即時取得を否定していることから、結局、セール・アンド・リースバックの場合もリース会社 B、リース会社 C に即時取得は成立しないこととなります。

したがって、多重リースの場合は、原則として先に引渡しを受けたリース会社 A が所有権を取得することとなります。

もちろん、所有権において劣後したリース会社 B、リース会社 C のリース契約それ自体は、民事上、原則として有効であり、リース会社 B、リース会社 C は、ユーザーに対して、残リース料ないし規定損害金の請求を行うことが可能です(多重リースは、通常ユーザーによる所有権侵害行為として、リース契約上の債務不履行事由に該当します。)。事業再生の局面では、オフバランスされていた多数のリース会社の残リース料ないし規定損害金が、一挙に顕在化することで負債総額が増加し、債権者への弁済率が低下することもあります。

(2) 事実関係の調査方法

では、どうやって各リース物件について、いずれのリース会社が先に「引渡し」を受けたかを認定すべきでしょうか。

この点、多重リースを行った当事者である代表者等は、証拠隠滅のためリース契約書等を廃棄していたり、余りに多くの契約を締結したためにリース契約の詳細を記憶していない場合もあります。このような場合は、債務者の有する情報だけでは、いずれのリース会社が先に「引渡し」を受けたかという事実を認定することができません。そこで、リース会社の協力を得て、関係リース会社から契約資料一式を全て取り寄せ、一から権利関係を整理して全貌を解明する必要があります。かかる調査を経て、いずれのリース会社が先に「引渡し」を受けたかを認定することとなります。

ユーザーの事業再生案件、特に民事再生・破産等の法的倒産手続の場合は、どのリース会社がユーザーに対する別除権者であるか、という形で問題となります。多重リースの対象物件が、事業継続に必要な不可欠な物件である場合は、別除権者との交渉の成否が、事業再生の成否に大きな影響を与えます。上記のとおり、多重リースの場合、詳細な調査を経て、別除権者を確定してから、ようやく別除権者との交渉を開始することが可能となります。したがって、事業再生案件においては、多重リースの発覚後、調査を迅速に行うことが肝要です。

¹ 最判昭和32年12月27日民集11巻14号2485頁、最判昭和35年2月11日民集14巻2号168頁等

4. 多重リースに関する注意点

ところで、多重リースに関し、関係者としては、どのような点に注意すべきでしょうか。

(1) 多重リースは破綻の徴候

多重リースは、違法な取引であるうえ、上記のとおり、経済的にも高利で一時的な借入を行っているに過ぎません。したがって、このような資金調達を行っているユーザーは、早晚破綻することが予想されます。仮に、多重リース等の資金調達に手を染めているとの噂があれば、かかる取引先との取引は早急に見直す必要があります。また、多重リースは資金調達を目的としていることから、ユーザーが事業用に必要としていない物件に関して、高額のリース契約を締結することがあります。仮に、ユーザーが会社の事業目的と異なる物件について、多数の高額リース契約を締結している場合は、多重リースの疑いもあり、特に注意を払う必要があると考えられます。

(2) リース会社が気をつけるべき点

意外なことかもしれませんが、多重リースでは、リース物件の特定が極めて大きな問題になります。すなわち、リース会社自身がどのリース物件に権利を有しているかを特定できない場合があります。ユーザーが、リース会社の貼付したシール等を剥がすことで、シール等による物件特定ができなくなるためです。また、ユーザーが同種物件で多重リースを組んだ場合、ユーザーの手元には類似のリース物件が多数存在し、ますます物件の特定が困難になります(事案によっては、事業継続に不要なリース物件が、倉庫に山積み保管されている場合もあります)。このように実際の多重リース案件では、リース会社が、対抗要件の問題以前に、自己のリース物件を特定できずに権利を失うことがあります。このような事態を避けるため、リース会社は、検収時において、写真等の撮影やシリアルナンバーによる物件確認等を行い、シールに頼らない形で物件の特定ができるようにしておくことが重要と考えられます。

また、多重リースを発見するためには、当然ながらリース物件そのものを実査することが有効です。そこで、リース会社は、検収時点のみならず、リース期間中も定期的にリース物件を実査し、シール等がきちんと貼付されているか等を確認することが重要です。実際に検収後に物件を確認したリース業者が債務者による多重リースを発見した事案もあります。

5. 多重担保の局面

動産を用いた資金調達の局面では、上記のような多重リースの他に、債務者が手元にある物件を何重にも担保に供することで資金を調達する病理現象がしばしば見られます。

例えば、筆者が直近で経験した例としては、債務者(=破産者)が、所有権留保で購入した物件を代金完済前に複数の債権者に対して、譲渡担保に供し、資金調達をしていた事案があります。かかる事案は、破産管財人、所有権留保権者、譲渡担保権者のいずれが優先するかという問題が生じます。紙面の関係で詳細はご紹介できませんが、権利関係の優劣の決定にはさまざまな論点が伴います。

本ニュースレターでご紹介した多重リースをはじめとする多重担保について、これをいかに防ぐか、いかに解決するかは、今後も実務が知恵を絞って対処しなければならない問題ということが出来ます。

■ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

■ 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。



弁護士 関端 広輝

hiroki.sekibata@amt-law.com

Tel: 03-6894-1035

Fax: 03-6894-1036

<https://www.amt-law.com/professional/profile/HIS>



弁護士 粟田口 太郎

taro.awataguchi@amt-law.com

Tel: 03-6894-1073

Fax: 03-6894-1074

<https://www.amt-law.com/professional/profile/TA>



弁護士 荻野 聡之

satoshi.ogino@amt-law.com

Tel: 03-6894-2043

Fax: 03-6894-2044

<https://www.amt-law.com/professional/profile/SAO>

■ 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、frg-newsletter@amt-law.comまでご連絡下さいますようお願いいたします。

■ 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins15.html>にてご覧いただけます。

**ANDERSON
MŌRI &
TOMOTSUNE**

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

TEL:03-6888-1000(代表)

E-mail:inquiry@amt-law.com